

①市役所・法務局等が訂正するもの

事項	訂正欄	担当機関	説明
郵便		郵便局・市役所	・市役所から郵便局に通知しますので郵便局への変更手続きの必要はありません。 ・郵便物は、住所変更後約5年間は変更前の住所が書かれていても配達されます。※1
土地登記簿 建物登記簿	表題部の所在・地番・家屋番号欄	法務局	法務局において新しい町名、地番、家屋番号に書き換えます。※2
住民票 (住民基本台帳)	住所欄	市役所市民課	市役所にて新しい住所に書き換えます。
印鑑登録	住所欄		
戸籍簿	本籍欄		市役所にて新しい本籍に書き換えます。
国民健康保険証	住所欄	市役所保険年金課 国保係	・市役所保険年金課から住所を変更した新しい保険証を11/9頃送付しますので手続は必要ありません。 ・旧保険証は裁断して破棄してください。
国民健康保険限度額 適用・標準負担額減 額認定証	住所欄		・市役所保険年金課から住所を変更した新しい認定証（または受療証）を11/9頃送付しますので手続は必要ありません。 ・旧認定証（または受療証）は裁断して破棄してください。 ・保険証とは別に送付します。 ・既に交付されているものに限りません。
国民健康保険特定疾 病療養受療証	住所欄		
後期高齢者医療被保 険者証	住所欄	市役所保険年金課 医療係	・市役所保険年金課から住所を変更した新しい保険証等を11/9頃送付しますので手続は必要ありません。 ・旧保険証等は裁断して破棄してください。 ・認定証（または受療証、受給者証）は既に交付されているものに限りません。
後期高齢者医療限度 額適用・標準負担額 減額認定証	住所欄		
後期高齢者医療特定 疾病療養受療証	住所欄		
後期高齢者福祉医療 費受給者証	住所欄		

介護保険被保険者証		市役所介護保険課	・市役所介護保険課から住所を変更した新しい保険証を送付しますので手続は必要ありません。 ・旧保険証は裁断して破棄してください。
給水装置場所及び送付先住所	給水装置場所及び送付先住所欄	市役所上下水道業務課	市役所にて新しい住所に書き換えます。
営業証明書	住所欄	市役所市民税課	市役所にて新しい住所に書き換えます。

- ※ 1 郵便料金のかからない専用はがき（1世帯につき50枚、1事業所につき200枚）を新住所等の通知と共に市から送付しますので、ご親戚や知人の方に住所変更されたことをお知らせください。
- ※ 2 所有名義人などの住所変更についてはご自身での手続きが必要となります。詳しくは「②皆さんがご自身で住所変更の手続きをしていただくもの」をご覧ください。

平成30年5月時点

②皆さんがご自身で住所変更の手続きをしていただくもの

	事 項 (こういうことは)	申請・届出先 (ど こ へ)	提出書類等 (なにをもって)	手続きの期限 (いつまでに)
不 動 産 ・ 商 業 ・ 法 人 登 記 等	土地・建物等不動産の所有者などの住所変更登記	名古屋法務局 春日井支局 0568-81-3210 (小牧市外の不動産の場合は管轄の法務局へ)	・登記申請書 ・印鑑(認め印) ・町名地番変更証明書	期限はありませんので、必要な時に申請してください。 なお、換地処分公告に伴う登記事務停止が解除されるまで申請はできません。
	会社などの法人の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)及び代表者等の住所変更登記	名古屋法務局 法人登記部門 (名古屋市中区) 052-952-8111	・登記申請書 ・登録印(代表者届出印) ・町名地番変更証明書	本店所在地は2週間以内、支店所在地は3週間以内に変更の手続きをしてください。
	大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による店舗所在地の変更の届出	愛知県産業労働部 商業流通課 052-954-6336	・変更届出書	お早めに変更の手続きをしてください。
	風俗営業許可証	小牧警察署 0568-72-0110	住所の変更については「住所」用の、本籍の変更については「本籍」用の町名地番変更証明書。	お早めに変更の手続きをしてください。
	古物商許可証			
自 動 車 関 係 証 明 書 等	自動車運転免許証	小牧警察署 0568-72-0110	住所の変更については「住所」用の、本籍の変更については「本籍」用の町名地番変更証明書。 世帯主の住所の証明書で世帯員全員、筆頭者の本籍の証明書で同一戸籍内の方が対応できます。	お早めに変更の手続きをしてください。
	自動車検査証	小牧自動車検査登録事務所 (普通・小型自動車、二輪の小型自動車(250cc超)) 050-5540-2048	・自動車検査証 ・町名地番変更証明書 ・印鑑 ※その他書類が必要な場合があります。	お早めに変更の手続きをしてください。
		軽自動車検査協会 小牧支所(軽自動車) 050-3816-1773	・自動車検査証 ・町名地番変更証明書(写し可) ・印鑑 ※その他書類が必要な場合があります。	
		愛知県軽自動車協会 小牧支所(軽二輪(125cc超250cc以下)) 0568-43-1406	・軽自動車届出済証 ・町名地番変更証明書 ・印鑑 ※その他書類が必要な場合があります。	
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの標識交付証明書	・市役所市民税課 0568-76-1114 ・各市民センター (東部)0568-79-8008 (味岡)0568-76-2821 (北里)0568-76-2822	・印鑑 ・標識交付証明書 ・軽自動車税申告(報告)書兼 標識交付申請書	お早めに変更の手続きをしてください。

	事 項 (こういうことは)	申請・届出先 (ど こ へ)	提出書類等 (なにをもって)	手続きの期限 (いつまでに)
住 民 登 録 関 係	通知カード	・市役所市民課 0568-76-1122 ・各市民センター (東部)0568-79-8008 (味岡)0568-76-2821 (北里)0568-76-2822 ・小牧駅出張所 (小牧都市センター内) 0568-71-1310	・通知カード ・印鑑 ・本人確認書類（顔写真あり 1点又は顔写真なし2点）	来庁の際変更してください。 11月3日（土）、4日（日） 臨時窓口を開設します。 詳細については、「 <u>別紙</u> 」の <u>案内をご覧ください。</u>
	マイナンバーカード		・マイナンバーカード ・印鑑	
	住民基本台帳カード (顔写真付き)		・住民基本台帳カード (顔写真付き) ・印鑑	
	署名用電子証明書		・マイナンバーカード ・印鑑	手続きの必要はありません が、新住所での再発行を希望 される方はお越しください。
	在留カード、特別永住 者証明書、外国人登録 証明書		・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書	来庁の際変更してください。
子 ど も	子どものための教育・ 保育給付支給認定証	市役所保育課 0568-76-1130	・認定証 ・印鑑	必要な場合は来庁の際変更し てください。
	児童扶養手当証書	市役所こども政策課 0568-76-1129	・証書 ・印鑑	必要な場合は来庁の際変更し てください。
障 が い 福 祉	身体障害者手帳	市役所長寿・障がい福祉課 0568-76-1127	・手帳 ・印鑑	来庁の際変更してください。
	精神障害者保健福祉手 帳		・手帳 ・印鑑	
	自立支援医療受給者証		・自立支援医療受給者証 ・印鑑	
	療育手帳		・手帳 ・印鑑	
	在宅重度障害者手当		・印鑑	
	特別児童扶養手当		・証書 ・印鑑	
介 護 保 険	介護保険負担割合証	市役所介護保険課 0568-76-1197	・旧介護保険負担割合証	来庁の際変更してください。
	介護保険負担限度額認 定証		・旧介護保険負担限度額 認定証	

	事 項 (こういうことは)	申請・届出先 (ど こ へ)	提出書類等 (なにをもって)	手続きの期限 (いつまでに)
福 祉 医 療	医療費受給者証(子ども・心身障害者・精神障害者・母子父子家庭)	市役所保険年金課 医療係 0568-76-1128	・受給者証 ・健康保険証 ・印鑑	来庁の際変更してください。
社 会 保 険 等	年金手帳 (国民年金加入中の方で手帳(オレンジ)をお持ちの方)	市役所保険年金課 年金係 0568-76-1124	・年金手帳	住所欄へ新住所の記載をご希望される方は来庁ください。
	年金受給者	・日本年金機構 名古屋北年金事務所 052-912-1214 ・市役所保険年金課 年金係 0568-76-1124	日本年金機構に住民票コードが収録されている方については原則不要です。詳しくは日本年金機構にご確認ください。 変更が必要な場合は市役所保険年金課にある「年金受給権者住所変更届」に必要事項を記入のうえ、日本年金機構へ送付してください。	
	厚生年金の加入者 健康保険の加入者	勤務先	勤務先にご確認ください。	お早めに変更の手続きをしてください。
図 書	館外貸出券	・図書館(本館) 0568-73-9951 ・各市民センター図書室 (東部)0568-79-0012 (味岡)0568-76-7112 (北里)0568-71-1182 ・えほん図書館 0568-41-4646	・住所を確認できるもの ・通勤通学先の確認できるもの (市外の方)	期限はありませんが、お早めに変更の手続きをしてください。(来館時でも可)
そ の 他	預金通帳、電気、ガス、電話、携帯電話、放送など	契約先	各契約先により方法が異なります。先方へご確認ください。	お早めに変更の手続きをしてください。

※旅券(パスポート)については、手続き不要です。

※新しい住所に変更された証明書(町名地番変更証明書)は、平成30年10月29日(月)以降、市役所協働推進課および区画整理課で発行します。(無料)

※個人、法人の住所変更登記をする際、町名地番変更証明書を添付すれば登録免許税は免除されます。

平成30年5月時点

※自動車運転免許証、風俗営業許可証、古物商許可証の手続きのみ平成30年11月2日時点

通知カード、マイナンバーカード及び住民基本台帳カード（顔写真付）についてのご案内

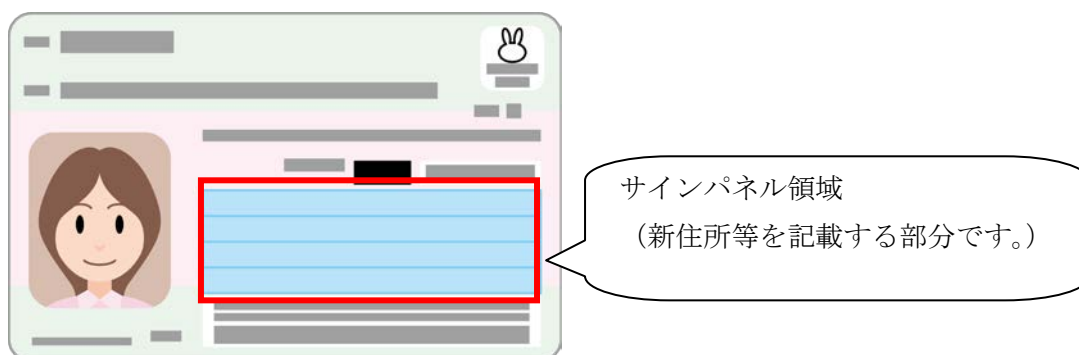
1. カードに記載してある住所の変更手続について

町名地番変更に伴い土地の名称及び地番が変わると、通知カード、マイナンバーカード及び住民基本台帳カード（顔写真付）の住所変更が必要になります。住所変更の手続きについては以下の表のとおりです。

受 付 場 所	市役所市民課 TEL 76-1122 東部市民センター（篠岡支所）TEL 79-8008 味岡市民センター（味岡支所）TEL 76-2821 北里市民センター（北里支所）TEL 76-2822 小牧駅出張所 TEL 71-1310
受付開始日	平成 30 年 10 月 29 日（月）
受 付 時 間	月～金曜日 《市民課》 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※なお市役所市民課については休日窓口があります。 【第 4 日曜日】午前 8 時 30 分～正午 《各支所・駅出張所》 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時 30 分 ※マイナンバーカードの手続きは、事前に電話予約が必要です。
	《臨時窓口》 日時：平成 30 年 11 月 3 日（土）・4 日（日） 午前 8 時 30 分～正午 開催場所：小牧市役所 市民課 味岡市民センター（味岡支所） ※味岡支所は混み合うことが予想され、お待ちいただく場合があります。
必要なもの	① 本人確認書類 （1 点）運転免許証、旅券、在留カード（顔写真付）、身体障害者手帳等 または （2 点）健康保険証、介護保険証、年金手帳、預金通帳、在留カード（顔写真無）、学生証 ※マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付）をお持ちの方はカードが本人確認書類になります。 ② 同封の『通知カード表面記載事項変更届』または『マイナンバーカード券面記載変更届』

	※『住民基本台帳カード券面記載変更届』は受付場所にあります。 ③ 現在お持ちのカード（通知カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付）） ※マイナンバーカード及び住民基本台帳カード（顔写真付）をお持ちの方は手続きに数字4桁の暗証番号の入力が必要です。 ④ 印鑑
手続きできる方	・ 本人 ・ 同一世帯の方 ※15歳未満の方は法定代理人がお越してください。別世帯の方は、法定代理人を証明する書類を持参してください。（本籍小牧の方は不要） ※成年被後見人の方は成年後見人の方がお越してください。お越しの際は登記簿謄本等その資格を証明する書類を持参してください。

※現在、マイナンバーカードを所有している方で表側のサインパネル領域に余白がない方については、町名地番変更後の新住所の記載ができません。引き続きカードの所有をご希望の場合は、再交付の申請をしていただく必要があります（無料）。申請に必要な写真を無料で撮影する申請補助も行っております。カードは廃止処理及び回収をさせていただきますので、カードをご持参の上、手続きにお越してください。



〈マイナンバーカード表面〉

2. マイナンバーカードの交付申請を希望される方へ

町名地番変更後は、変更前の住所が記載された「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」（以下「申請書」という。）はそのままご使用いただけます。

10月26日以前に申請されると、変更前の住所が記載されたカードになり、交付時に新住所を追記することになりますので、10月27日以降のご申請をお勧めします。

手続きについて不明な点がある場合は、上記受付場所へお問い合わせください。